

長建協発第248号
平成24年9月12日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建設共済制度（法定外労災補償）加入促進月間の実施について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、財団法人建設業福祉共済団では、引き続き同制度の安定運営が行えるように一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済制度加入促進月間を実施することとなりました。

建設共済制度は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償契約」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償契約」で構成される法定外労災補償制度としての機能は勿論、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、身体障害・傷病1～3級に該当した者の子を対象）も備えた制度であります。

つきましては、同制度の加入促進について全建を通じ同共済団理事長より別添のとおり協力依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。